



各 位

平成27年 5 月19日

会社名 株式会社鶴見製作所  
代表者名 代表取締役社長 辻本 治  
(コード番号 6351 東証第1部)  
問合せ先 執行役員社長室長 上田孝徳  
(TEL 06-6911-2351)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月19日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第64回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役および監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、また、社内外を問わず広く適任者を得られるよう、変更案第29条第2項の新設および第38条第2項の変更を行うものであります。
- (2) 取締役の責任免除の規定の新設(変更案第29条第2項)につきましては、監査役全員の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月26日(予定)  
定款変更の効力発生日 平成27年6月26日(予定)

以 上

(別 紙)

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 4 章 取締役および取締役会 第 29 条 (取締役の責任免除) (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会 第 29 条 (取締役の責任免除) (現行どおり)</p> <p><u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。) との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会 第 38 条 (監査役の責任免除) (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する<u>社外</u>監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会 第 38 条 (監査役の責任免除) (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>

以 上